

未統合記録の全体像と今後の対応

平成20年1月24日
社会保険庁

「5千万件」の未統合の年金記録への対応について (平成19年7月5日政府・与党連絡協議会とりまとめによる)

○ 本年3月までを目途に、「5千万件」の記録と1億人の記録をコンピュータ上で突き合わせ（名寄せ）、その結果記録が結び付く可能性がある方々へお知らせをする。

※ お知らせの後、ご本人の確認をいただいて記録の結び付け（統合）を行うこととなる。このため、これらの記録について、本年3月までに統合がすべて完了するわけではない。

※ 昨年7月5日の政府・与党とりまとめにおいて、本年3月までを目途に実施をお約束したのは、「平成20年3月までを目途に「5000万件」の記録と1億人の全受給者・加入者の記録をコンピュータで突き合わせし、その結果、記録が結びつく可能性がある方々へお知らせ」をすることである。

○ これと並行して、次のような記録については、具体的内容ごとに仕分けをし、その内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、記録の統合を行っていく。これらは、本年4月以降も続く取組となる。

（例）・ 婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録

→ 広報をはじめ様々な手段により周知徹底し、旧姓での職歴を申し出ていただく

・ 死亡したと考えられる者の記録（遺族年金に結び付かなかったもの）

→ 未支給年金について、公報等により該当者に申し出ていただく

・ 漢字カナ変換に起因する氏名の相違（突合せで特定できなかったもの）

→ 年金手帳記号番号払出簿等を確認して記録を補正し、本人照会するなど

※ なお、氏名や年齢を正しくお届けいただいていないような記録等は、そのままでは、コンピュータ上の突合せで結び付かないことはもとより、その後の作業においても解明できない。

○ さらに、本年4月から10月までを目途にすべての年金受給者と現役加入者の方にお知らせを行い、届かない方や回答のない方にも徹底したフォローを行うことにより、すべての方について年金記録の確認を行う。

平成19年 11月 平成20年 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月

お知らせ（ねんきん特別便）～ ご本人への働きかけ（国民からのアプローチ）～

I. コンピュータによる突合せの結果記録が結びつく可能性がある方々

II. すべての受給者の方々（Iを除く）

III. すべての現役加入者の方々（Iを除く）

ご本人による来訪、電話、文書による相談・確認

統合・給付に結びつく記録
給付に結びつかない記録

〔 具体的事例 〕

特定できない記録 コンピュータによる突合せでは	婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録	広報をはじめ様々な手段により周知徹底し、旧姓での職歴を申出いただく
	死亡したと考えられる者の記録（遺族年金に結びつかなかったもの）	未支給年金について、公報等により該当者の申出をいただく
	漢字カナ変換に起因する氏名の相違（突合せで特定できなかったもの）	年金手帳記号番号払出簿等を確認して記録を補正し、本人照会する
	過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記ミス	オンライン記録と紙台帳との突き合わせ
	届出誤りにより収録された記録（誤った氏名・生年月日による届出） など	

残された記録の徹底説明～ 記録の解明作業（データ側からのアプローチ）～

基礎年金番号に未統合の記録（5000万件）

1億人の記録との突合せ

年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について（抜粋）

（年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ（平成19年7月5日））

（略）

1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

【明らかとなった問題】

平成9年の基礎年金番号導入以来、それ以前に交付された年金手帳の記号番号を基礎年金番号の下に統合し管理してきているが、未だ基礎年金番号の下で管理されていない記録が約5000万件ある。

なお、これらはすべて、年金記録の原簿であるオンラインシステム上の記録（以下「コンピュータの記録」という。）として収録・管理されており、記録そのものが失われたものではない。また、この中には、死亡した者の記録や受給資格に結び付かない記録が含まれている。

【直面する問題への対応】

「5000万件」の記録とコンピュータの記録との名寄せ作業について、下記により実施する。

① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880万件」の記録を含め、「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成19年12月から平成20年3月までを目途】

② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000万件」の記録の内容を解明して公表する。

（以下、略）

未統合記録の全体像〔推計〕

- ・7月5日の政府・与党取りまとめに従って作業を進めてきたところ、いわゆる「5000万件の記録」の内容について、次のような全体像が解明された。
- ・以下の全体像は12月初めの時点における第一弾の解明結果であり、今後、「6今後解明を進める記録等」について、解明作業を進め、さらにその内容を明らかにし、統合を進めていく。
- ・平成20年10月までの間にすべての方へ加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）を送付し、これを受け、ご自身の年金記録を確認していただく。これにより、1億人すべての方について年金記録の確認が行われる。

記録の内容	(万件)	割合	対応
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	
① 死亡の届出がされている記録	360	7.1%	—
② 死亡一時金を受給している記録	190	3.7%	
③ ①②と同一人の可能性が高い記録、国内最高齢超の記録	60	1.2%	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	—
① 脱退手当金等を受給した記録	110	2.2%	
② 既に給付等に反映していると考えられる記録	210	4.1%	
③ 納付期間のない記録	160	3.1%	
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	—
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	—
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録	1,100	21.6%	
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	① 名寄せ（第1次）で対応（受給者に対するねんきん特別便約250万人）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	② 名寄せ（第1次）で対応（被保険者に対するねんきん特別便約600万人）
6 今後解明を進める記録等	1,975	38.8%	
① 死亡していると考えられる者の記録	(280)	(5.4%)	① 公報等により未支給年金を受けることができる者の申出を受ける。
② 漢字カナ変換を使用した記録のうち、正しく変換されていないと考えられる記録	(240)	(4.7%)	② 名寄せ（第2次）で対応した上で、残された記録については、氏名等のない記録と同様の補正を行い、本人確認作業を行う。
③ 婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録 (厚生年金)	(510)	(10.0%)	③ 旧姓での職歴等の申出をしていただくことを広報等により周知徹底し、相談を通じて記録を確認するとともに、個別調査・照会を行う。
④ その他 ・婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録 (国民年金) ・過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記ミス ・海外居住者 ・届出誤りにより収録された記録（誤った氏名・生年月日による届出） など	[945]	[18.5%]	④ 入力ミスは台帳との突合せ等により対応。これらによっても、なお対応困難な記録は一定程度残ると考えられる。
7 氏名等補正中の記録	470	9.2%	(注5)
計	5,095	100.0%	

(注1) 現段階における調査等に基づく推計であり、ねんきん特別便の送付件数・記録内容の解明作業等の結果により変動する。

(注2) 6の①、②、④及び7の記録の一部は、名寄せ（第2次）により基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある。

(注3) 6の①～③の（数値）は、それぞれ重複がある。

(注4) 6の④の〔数値〕は、6の総数から、①～③の数値を単純に控除したものである。

(注5) 氏名等補正中の総数は524万件であるが、うち約1割は名寄せ（第1次）により基礎年金番号の記録と結びつくと推定されるため5に計上し、残りの記録を計上。